

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 タケダスイドウコウギョウ
 住所 竹田水道工業株式会社
 〒631-0052
 奈良市中町235番地1
 代表者氏名 フリガナ タケダチヒロ
 代表取締役 竹田知弘
 電話番号 0742-46-2955
 FAX番号 0742-46-2956
 メールアドレス koji.taniguchi@takeda-suidou.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 2月 6日

申請者 氏名又は名称 竹田水道工業株式会社
住 所 〒631-0052
奈良県奈良市中町235番地1
代表者 氏名 代表取締役 竹田知弘

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 竹田 知弘	
事 業 の 範 囲	1. 管工事、水道施設工事、消防施設工事の設計・請負及び施工 2. 土木工事、とび・土工工事、石工事、ほ装工事、しゅんせつ工事の設計・請負及び施工 3. 給水装置工事、排水設備工事の設計・請負及び施工 4. 前各号に付帯する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	竹田水道工業株式会社
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 631-0052 住所 奈良県奈良市中町235-1</p> <p>電話番号 0742-46-2955 FAX番号 0742-46-2956 メールアドレス koji.taniguchi@takeda-suidou.com</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
竹田 知弘	第197800号
谷口 孝次	第10813号
中村 豊人	第161653号
治部田 智基	第211922号
竹田 一貴	第292779号
山口 浩平	第296294号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6年 1月 29日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	エンジンカッター	$\phi 75 \cdot \phi 100$	3	
	"	$\phi 150 \cdot \phi 200$	1	
	ロータリーバンドソー	120A	1	
	"	180A	1	
	塩ビカッター	VC-34	8	
	"	VC-63	2	
	セパーソー	CR 36	1	
	ヤスリ		2	
	パイプねじ切り器	N-50A	1	
管の加工用の 機械器具	"	N-75A	2	
	"	N-100A	1	
	電動穿孔機	$\phi 13 \sim \phi 25$	1	
	"	$\phi 40 \sim \phi 50$	1	
	手動穿孔機	$\phi 13 \sim \phi 25$	3	
	配水用 P E 管融着機		1	
	クラシップ		4	
	スクレパー		1	
	トーチランプ	ガスボンベ式	6	
	パイプレンチ	13mm~100mm	30	
管の接合用の 機械器具	インパクトレンチ		3	
	モンキーレンチ		10	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	T50K-P	4	
	電動式テストポンプ	KY-40A	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 2月 6日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

竹田水道工業株式会社
奈良市中町235番地1
代表取締役 竹田知弘

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市中町235番地1
竹田水道工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-001293	
商 号	竹田水道工業株式会社	
本 店	<u>奈良市中町4891番地の4</u>	
	奈良市中町235番地1	平成31年 3月 2日移転
		平成31年 3月22日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和63年10月25日	
目的	1. 管工事、水道施設工事、消防施設工事の設計・請負及び施工 2. 土木工事、とび・土工工事、石工事、ほ装工事、しゅんせつ工事の設計・請負及び施工 3. 給水装置工事、排水設備工事の設計・請負及び施工 4. 前各号に付帯する一切の業務 平成15年10月10日変更 平成15年10月15日登記	
発行可能株式総数	3200株	平成18年12月30日変更 平成19年 7月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	平成19年 7月 9日変更 平成19年 7月12日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	金4000万円	平成19年 7月 9日変更 平成19年 7月12日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成26年 8月20日変更 平成26年 8月21日登記	

奈良市中町235番地1
竹田水道工業株式会社

役員に関する事項	取締役	竹田知弘	平成21年12月 7日重任
	取締役	竹田知弘	平成21年12月10日登記
			令和1年12月 5日重任
			令和4年 6月20日登記
	奈良市富雄北三丁目24番15-412号 代表取締役	竹田知弘	平成21年12月 7日重任
			平成21年12月10日登記
	奈良市丸山一丁目1079番地の211 代表取締役	竹田知弘	平成23年 8月22日住所 移転
	奈良市丸山一丁目1079番地の211 代表取締役	竹田知弘	平成23年 8月22日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により		令和1年12月 5日重任
			令和4年 6月20日登記
		平成14年 7月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和6年 1月25日
奈良地方法務局
登記官 山本秀樹



この定款は原本に相違ない

令和6年2月6日

竹田水道工業株式会社

代表取締役 竹田知弘



竹田水道工業株式会社

定 款

1988年10月	日	作成
1988年10月	日	認証
1988年10月25日		設立
2022年 4月 1日		改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、竹田水道工業株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事、水道施設工事、消防施設工事の設計・請負及び施工
2. 土木工事、とび・土工工事、石工事、ほ装工事、しゅんせつ工事の設計・請負及び施工
3. 給水装置工事、排水設備工事の設計・請負及び施工
4. 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、800 株とする。

(額面株式 1 株の金額)

第 6 条 当会社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1 株の金額は、金 5 万円とする。

(株券)

第 7 条 当会社の発行する株券は、すべて記名式とし、1 株券、10 株券、100 株券の 3 種類とする。ただし、他の株式数を表示する株券を発行することができる。

2 なお、株券の所持を欲しない旨を、当会社に申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 9 条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主名簿の閉鎖)

第 13 条 当会社は営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を 2 週間前に公示するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。
2 取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は 6 名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に、取締役を2名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

4 社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第26条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当)

第 27 条 利益配当金は、毎決算期現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

(除斥期間)

第 28 条 株主配当金は、支払の提供をしてから満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 29 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 100 株とし、1 株の発行価額は金 5 万円とする。

(最初の営業年度)

第 30 条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から昭和 64 年 9 月 30 日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 31 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(発起人)

第 32 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

(住所) 奈良市中町 4891 番地の 4

(氏名) 竹田 正明 額面株式 30 株

(住所) 奈良市中町 4891 番地の 4

(氏名) 竹田 知弘 額面株式 30 株

(住所) 奈良市平松町 269 番地の 2

(氏名) 山根 陸男 額面株式 11 株

(住所) 奈良市中町 4891 番地の 4

(氏名) 竹田 清子 額面株式 10 株

(住所) 奈良市中町 4891 番地の 4
(氏名) 竹田 好江 額面株式 10 株

(住所) 奈良市秋篠待ち 750 番地
(氏名) 古川 進 額面株式 3 株

(住所) 奈良市三条宮前町 6 番 9 号
(氏名) 古川 又一 額面株式 3 株

以上、竹田水道工業 株式会社 設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

昭和 63 年 10 月 20 日

発起人 竹田 正明

発起人 竹田 知弘

発起人 山根 陸男

発起人 竹田 清子

発起人 竹田 好江

発起人 古川 進

発起人 古川 又一

以上は、当会社の現行定款に相違ありません。



第一九七八〇〇号

合水機器(株) 営業部

本籍 奈良県

氏名 竹田 知弘

昭和四十二年一月十日生

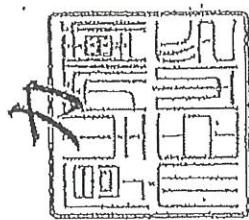
水道法(昭和二年法律第二百七号)の

規定による合水機器(株) 営業部

技術者免状を交付する。

平成十三年十一月二十六日

厚生労働大臣 批准



第一〇八一三号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

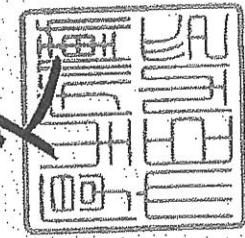
氏名 谷口孝次

昭和四十五年十二月四日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事技術
者免状を交付する。

令和二年十二月二十三日

厚生労働大臣 丹羽喜一



第一六一六五三号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

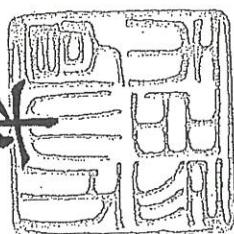
氏名 中村豊人

昭和四十九年十二月二十日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免状を交付する。

平成十一年三月九日

厚生大臣 宮下創平



第一一九二二号

給水装置工事技術者免状

本籍地 鳥取県

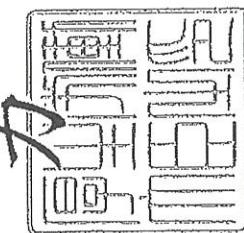
氏名 治部田 智基

昭和五十年十月一日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者免状
を交付する。

平成十五年二月二十六日

厚生労働大臣 坂口



第二九二七七九号

給水装置事業者免状
発行者

本籍 奈良県

氏名 竹田一貴

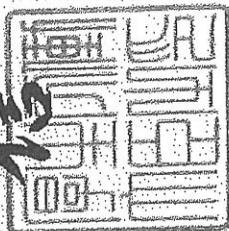
平成二年八月十四日生

水道法(昭和三年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝彦



第二九六二九四号

給水装置工事責任者免状

本籍 奈良県

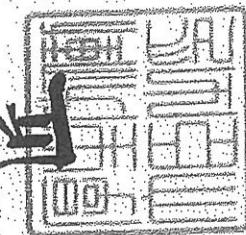
氏名 山口 浩平

平成二年六月二十二日生

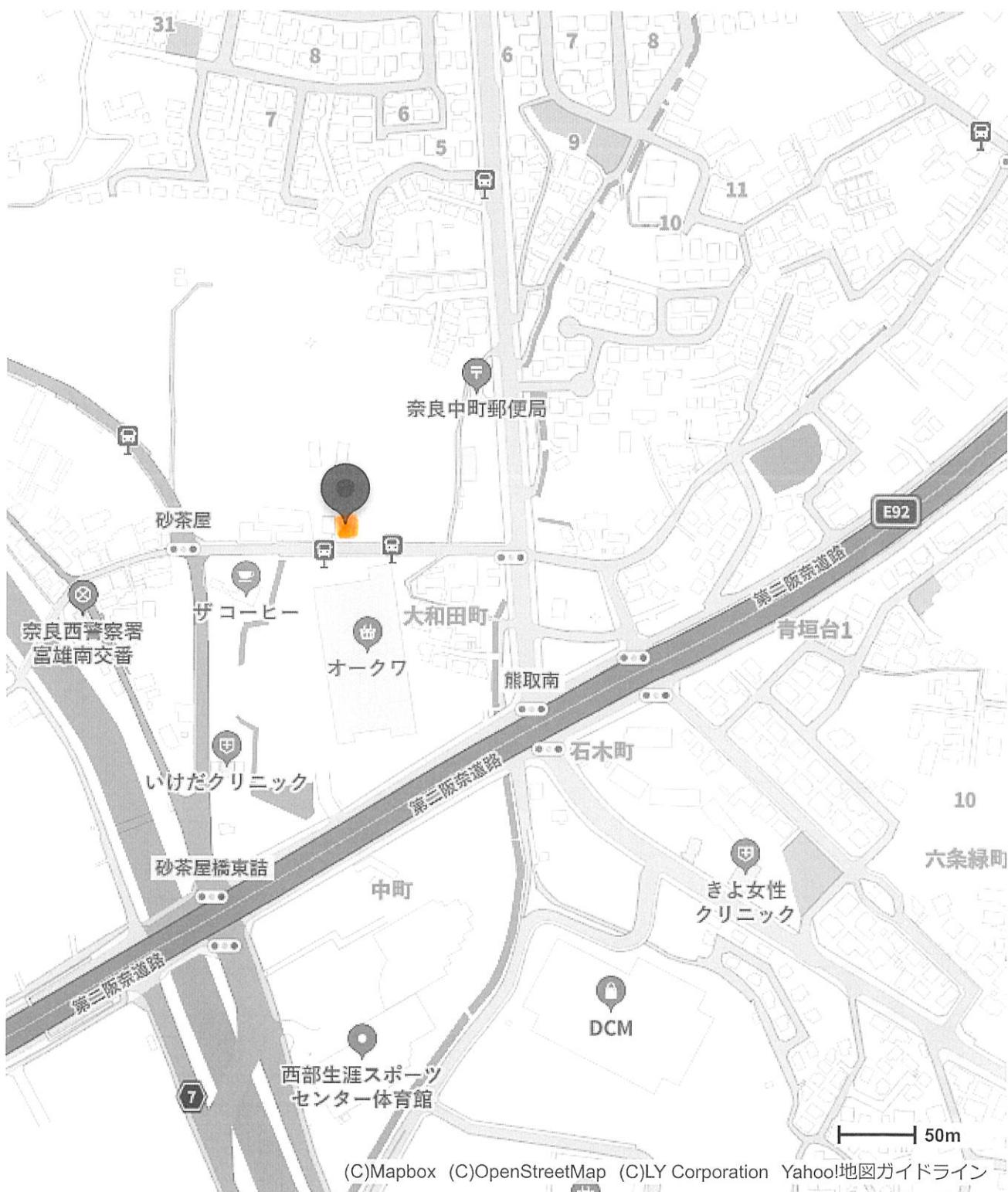
水道法(昭和三一年法律第三百七号)の
規定により給水装置工事責任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

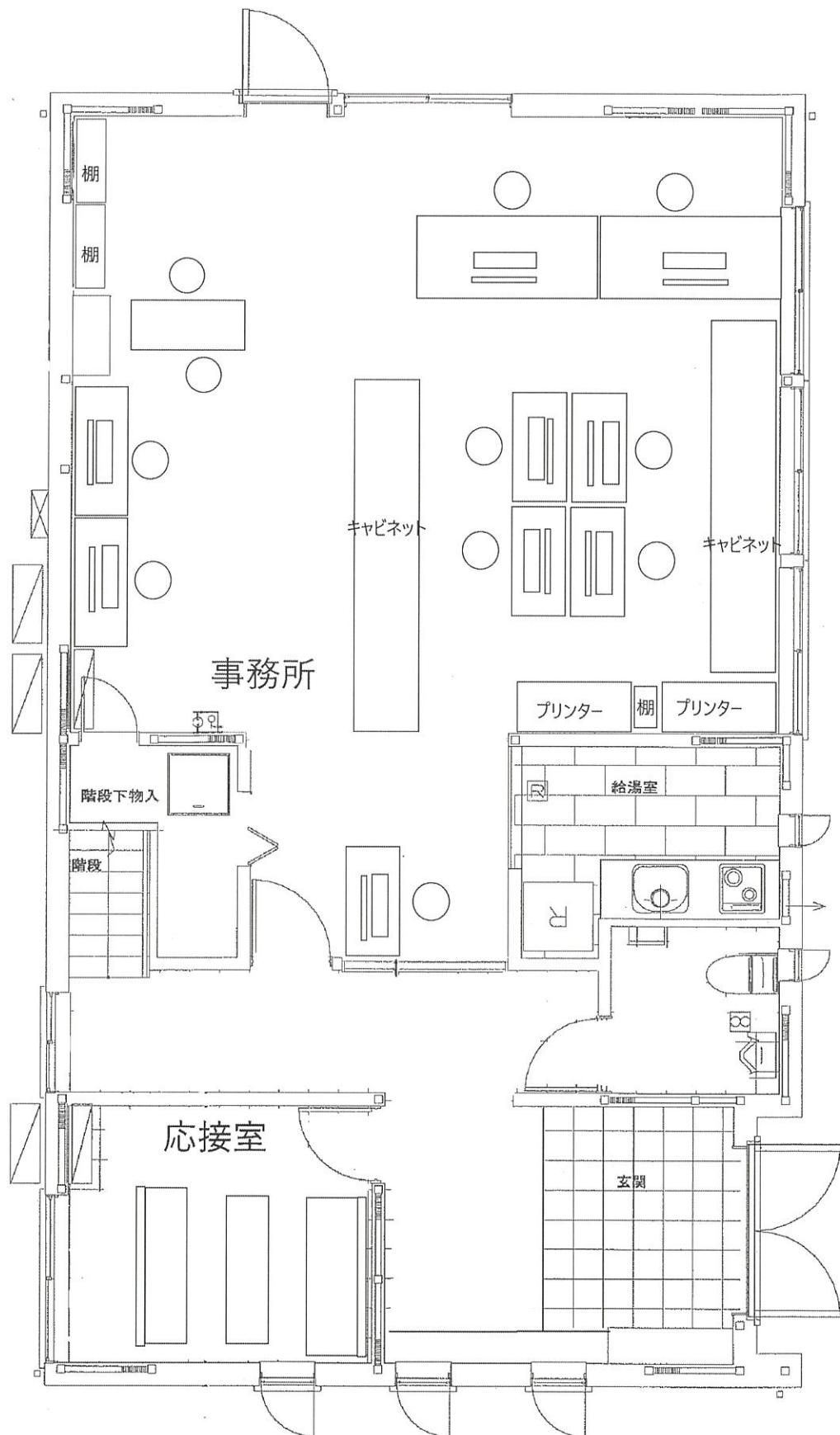
厚生労働大臣 根本 一



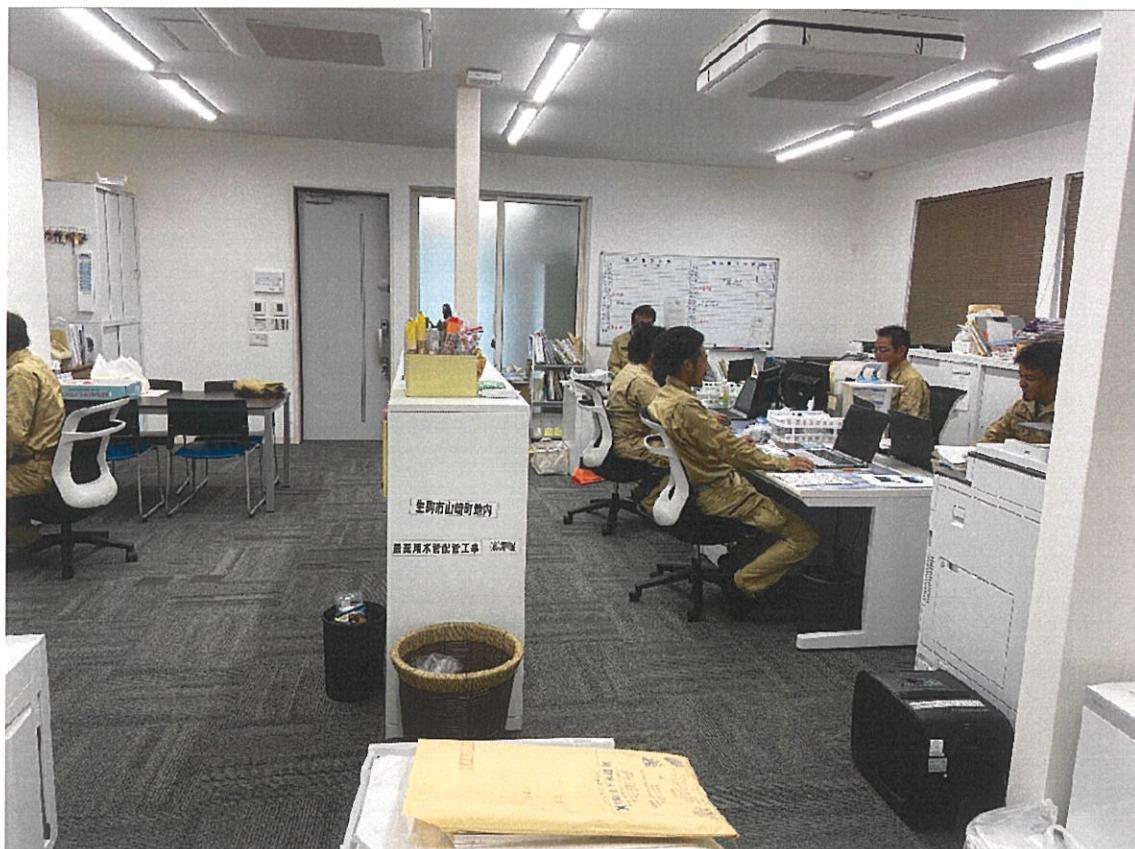
添付書類　竹田水道工業株式会社
事業所の位置図



竹田水道工業(株) 事業所見取図



竹田水道工業(株) 事業所の写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 タケダスイドウコウギョウ 竹田水道工業株式会社
 住所 〒631-0052 奈良市中町235番地1
 代表者氏名 フリガナ タケダチヒロ 代表取締役 竹田知弘
 電話番号 0742-46-2955
 FAX番号 0742-46-2956
 メールアドレス koji.taniguchi@takeda-suidou.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 2月 6日

氏名又は名称 竹田水道工業株式会社
届出者 住 所 〒631-0052
奈良県奈良市中町235番地1
代表者 氏名 代表取締役 竹田知弘

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	竹田水道工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
竹田 知弘 谷口 孝次 中村 豊人 治部田 智基 竹田 一貴 山口 浩平	第197800号 第10813号 第161653号 第211922号 第292779号 第296294号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第一九七八〇〇号

奈良県水道整備監修官

本籍 奈良県

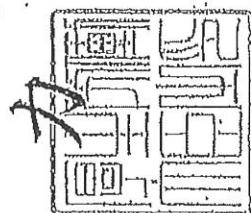
氏名 竹田知弘

昭和四十二年一月十日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により奈良県水道整備監修官
技術者免状を交付する。

平成十三年十一月二十六日

坂口 大臣勅令



第一〇八一三号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

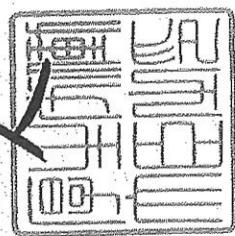
氏名 谷口孝次

昭和四十五年十二月四日生

水道法(昭和三年法律第二百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和二年十二月二十三日

厚生労働大臣 丹羽喜一



第一六一六五三号

給水装置事業技術者免狀

本籍 奈良県

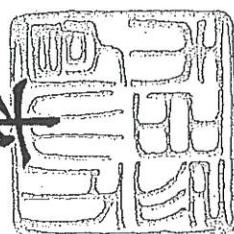
氏名 中村豊人

昭和四十九年十二月二十日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置事業技術者
技術者免狀を交付する。

平成十一年三月九日

厚生大臣 宮下創平



第一一九二二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 烏取県

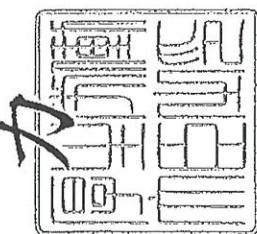
氏名 治部田智基

昭和五十年十月一日生

水道法(昭和三一年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十五年二月二十六日

厚生労働大臣 坂口



第二九二七七九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 竹田一貴

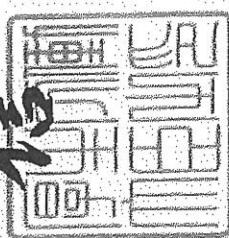
平成二年八月十四日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝信



第二九六二九四号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 山口 浩平

平成一年六月二十二日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 五

